

議員提出議案第3号

和歌山県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び和歌山県議会会議規則（昭和31年議決）第14条の規定により提出します。

令和6年3月19日提出

提出者

和歌山県議会議員

森 礼子

長 坂 隆 司

岩 井 弘 次

小 西 政 宏

和歌山県議会議長 濱 口 太 史 様

和歌山県条例第 号

和歌山県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県政務活動費の交付に関する条例（平成13年和歌山県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(収支報告書) 第11条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、当該政務活動費に係る収支報告書を、別に定めるところにより、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。 2～4 略	(収支報告書) 第11条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、当該政務活動費に係る収支報告書を、別記様式により、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。 2～4 略

別記様式を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(理由)

所要の改正を行うため、この条例案を提出するものであります。